

(R02)

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="498 541 955 598">地質調査共通仕様書</p> <p data-bbox="418 1308 1041 1365">令和2年10月1日以降適用</p>	<p data-bbox="1760 541 2217 598">地質調査共通仕様書</p> <p data-bbox="1673 1308 2297 1365">令和元年10月1日以降適用</p>	

(R02)

改 定	現 行	備 考
<p>(略)</p> <p>第127条 受注者の賠償責任等 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(略)</p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に際しては、地質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第407条 目的 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第409条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第127条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(略)</p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に際しては、地質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第407条 目的 オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第409条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>・「及び」、「又は」、「ゆらぎ等の修正は新旧対照表に表示していない。</p>

(R02)

第 1 節 孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)**第501条 目的**

孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試験等

(略)

3. 測定

孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(略)

第 1 節 孔内水平載荷試験**第501条 目的**

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試験等

(略)

3. 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(略)